

壬生町本庁舎跡地等活用検討委員会設置要綱

平成31年1月16日
告示第2号

(設置)

第1条 本庁舎（壬生町通町12番22号に位置する壬生町役場をいう。）の移転を踏まえ、その跡地及び建物（以下「本庁舎跡地等」という。）の有効活用について幅広い見地から検討するため、壬生町本庁舎跡地等活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 本庁舎跡地等の活用に係る基本の方針に関すること。
- (2) 本庁舎周辺を中心市街地全体の活性化に資する本庁舎跡地等の活用方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本庁舎跡地等の有効活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の代表者等
- (3) 公募により選出された町民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 第2条に定める事務の調査検討等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員長の指定したメンバー10人程度をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキンググループの庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

壬生町本庁舎跡地等活用検討委員会運営に関する確認事項について

1. 委員について

- (1) 委員の氏名、所属する団体の役職等を記載した委員会名簿を町公式 web サイトにおいて公開する。
- (2) 第 2 号委員は当て職とし、代表者等に変更があった場合はその後任が引き継ぐ。
- (3) 委員が欠席の場合、代理は認めないこととする。

2. 会議について

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議を公開することによって、議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を公開しないようにすることができる。この場合、会議の非公開の決定は、委員長が委員会に諮って行う。

3. 傍聴について

- (1) 傍聴希望者は、あらかじめ委員会の許可を得るものとする。
- (2) 開催する会場の状況等に応じて傍聴人の定員を決める。
- (3) 傍聴人が会議の録音、写真・録画撮影等を希望する場合は、あらかじめ委員会の許可を得るものとする。

4. 会議録の作成について

- (1) 会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成する。
 - ①会議名、開催日時、開催場所、出席者
 - ②議題
 - ③傍聴人の数
 - ④議事内容（原則として発言委員名は明記せず、発言内容を要約して記載する）
 - ⑤その他必要な事項
- (2) 委員長は、毎回の委員会において会議録署名人 2 名を指名し、会議録への署名を求めものとする。
- (3) 会議録は、会議資料とともに町公式 web サイトにおいて公開する。

5. 会議の開催について

平日開催を基本とする。

新庁舎建設の経緯について

1. 本庁舎の現状と新庁舎建設の必要性

現在の本庁舎は、敷地面積 8,408㎡、延べ床面積 4,441㎡で、老朽化・耐震強度不足・狭あい化等多様な問題を抱えている。

(1) 老朽化と維持費の問題

・耐用年数 50 年を 10 年超過している状況にあることから、冷暖房・給排水等設備の性能維持、雨漏り対策、電源修繕及び照明の照度確保等に限界があるため、経済効率性に欠け、維持修繕費の縮減が見込めないという問題がある。

(2) 住民サービスの問題、施設の狭あい化の問題

・増改築を重ねた結果、複雑な構造となっており、目的の部署を見つけられないことが多く、エレベーターの設置も困難な状況から、バリアフリー対策も十分に進められない状況である。また、施設の狭あい化も深刻で、組織の新設・統廃合等に対して柔軟な対応が困難である

(3) 耐震性の問題

・平成 27 年度に実施した耐震診断の結果、震度 6 強程度の地震に対して「倒壊又は崩壊する可能性が高い」という値になった。庁舎は災害時の拠点となるとともに、来庁者や職員の生命、また住民情報データなどを災害から守る必要があることから、現本庁舎を引き続き利用する場合には耐震改修を実施する必要がある。

⇒耐震強度を確保するため補強工事を実施する場合、仮設庁舎リース費等も考慮すると新築する場合と事業費の差があまり生じない状況になると推測され、また、コンクリート等の主要構造部の劣化は進むことで十数年後には再び新築又は改築の検討を行う必要性が生じることから、本庁舎については「建て替え」を行うことに決定した。

2. 新庁舎の位置

新庁舎建設地の決定にあたっては、災害の発生に備えるためには早急に整備に取り掛かる必要があることや、「市町村役場機能緊急保全事業」が活用期限があることなどから、土地の買収等を要しない町有地をリストアップし検討を行った。

このうち、現在地以上の敷地面積を確保できる町有地の中から比較検討を行ったところ、総合運動場（CD グラウンド）についての評価が高い結果となったが、現本庁舎についても、歴史的・文化的な蓄積があることや、移転する場合の周辺市街地への影響から、この 2ヶ所に絞ってより詳細な検討を行った。

その結果、総合的に見ると総合運動場（CD グラウンド）が優れているという意見が多く、最終的に、新庁舎の建設位置については「総合運動場（CD グラウンド）」と決定した。

3. 本庁舎跡地の活性化策について

新庁舎の建設位置については「総合運動場（CD グラウンド）」と決定したものの、庁舎建設委員会からの答申書及び町議会からの提言書において、庁舎の移転が壬生市街地の衰退を招かないよう、庁舎跡地を活用した活性化策の必要性が言及されていることから、新庁舎建設と並行して、本庁舎跡地の活性化策について検討していくことになった。

本庁舎跡地等活用の検討方針について

1. 目的

壬生地区の中心市街地については、後継者問題などによって空き店舗が目立つ状況となっており、新庁舎を現在のCDグラウンドに移転整備することが決定したことを契機に、本庁舎跡地を地域住民、観光客等が集う「まちなか創生の拠点」として活用し、既存施設と連携した取組を進めることで中心市街地全体の活性化を図る。

2. 検討組織

○庁内検討委員会

構成員：副町長（委員長）、総務部長（副委員長）、関係各課長

○本庁舎跡地等活用検討委員会

構成員：学識経験者、各種団体の代表者等、公募委員

ワーキンググループ（本庁舎跡地等活用検討委員会の下部組織）

構成員：まちづくりの専門家、各種団体の構成員 ほか

3. 検討方法

- (1) 庁内検討委員会において、本庁舎跡地等活用検討委員会からの意見を踏まえながら、本庁舎跡地を有効活用し、周辺地域を含めた中心市街地全体を活性化するための素案を作成する。
- (2) 本庁舎跡地等活用検討委員会において、素案に基づいて意見交換を行い提言として取りまとめた上で、結果を町に提出する。
- (3) 提言内容を踏まえた町執行部の案を作成し、パブリックコメントや議会での検討を経て基本構想を策定する。

4. 素案の骨子（現時点）

(1) 本庁舎跡地の再整備

⇒本庁舎（耐震性が不足している棟）を解体したうえで、本庁舎跡地を「まちなか創生の拠点」として再整備。既存施設と連携し、中心市街地全体に新たな交流を生み出すことで、賑わいと活力を創出する。

(2) 歴史、文化財等の地域の「強み」を活用

⇒城下町として発展してきた歴史を踏まえ、蘭学通りや歴史的建造物などと調和した空間を生み出すとともに、まつりやイベントのための拠点としても利用する。

(3) 運営に民間活力を活用

⇒運営手法として、町に加えて民間活力を導入することで、経営に民間のノウハウを取り入れ、補助金に頼らない、自立した施設運営を行っていく。

5. スケジュール

新庁舎の建設と並行して検討を進め、令和2（2020）年度中を目途に本庁舎跡地の利活用に係る基本構想を策定する予定である。

※新庁舎建設も含めたスケジュールは別紙のとおり

○想定スケジュール

		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
新庁舎建設		基本構想・計画 →	設計 →	工事 →	供用開始 ●		
本庁舎解体					設計 ■ ■ ■ →	工事 ■ ■ ■ →	
跡地 利用 検討	庁内検討委員会		活性化検討・先進事例調査 →		設計に向けた検討など ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ →		
	本庁舎跡地等活用検討委員会・WG		活性化検討 →	基本構想 ●			
跡地活性化施設整備						設計 ■ ■ →	工事 供用開始 ● ■ ■ →

壬生町本庁舎跡地等活用検討委員会ワーキンググループ設置規約（案）

（設置）

第1条 本庁舎（壬生町通町12番22号に位置する壬生町役場をいう。）の移転を踏まえ、その跡地及び建物（以下「本庁舎跡地等」という。）の有効活用について検討するための壬生町本庁舎跡地等活用検討委員会（以下「委員会」という。）の下部組織として、壬生町本庁舎跡地等活用検討委員会ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 WGの所掌事務は次のとおりとし、活動状況について、随時、委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

- (1) 本庁舎跡地等の活用に係る基本的方針に関すること。
- (2) 本庁舎周辺の中心市街地全体の活性化に資する本庁舎跡地等の活用方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本庁舎跡地等の有効活用に関すること。

（組織）

第3条 WGは、委員長の指定したメンバー10人程度をもって組織するものとし、座長及びグループ員で構成する。

- 2 座長は、学識経験者から指定する。
- 3 グループ員は、委員会を構成する各種団体の代表者等が当該団体の中から推薦する者を指定する。
- 4 委員長は、必要に応じてWGにアドバイザーを置くことができるものとし、商業施設等の経営ノウハウを有する者から指定する。

（任期）

第4条 WG 構成員の任期は、第2条に定める事務が終了するまでとする。

（会議）

第5条 議事の進行は、座長が行う。

- 2 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。
- 3 座長は、必要に応じてWG 構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 WGの庶務は、総務部総合政策課において処理する。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年4月24日から施行する。

資料6

本庁舎跡地等活用検討委員会WG メンバー構成（案）

No.	区分	構成員
1	座長	まちづくり専門家（学識経験者）
2	グループ員	地元自治会構成員
3	グループ員	地元自治会構成員
4	グループ員	壬生町商工会構成員
5	グループ員	下野農業協同組合構成員
6	グループ員	女性団体連絡協議会構成団体員
7	グループ員	足利銀行壬生支店構成員
8	グループ員	栃木銀行壬生支店構成員
9	グループ員	栃木信用金庫おもちゃのまち支店構成員
10	アドバイザー	商業施設等の経営ノウハウを有する者